



受 総 第 7 6 3 号

令和4年1月12日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 桑本 始 様

琴浦町長 小松 弘明



令和3年度上半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和3年12月16日付発監第24号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

定期監査に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) ふるさと納税力 タログの充実につい て	総務課 (財務監理室)	新たな町の特産品、体験型商品を開発後、すみやかにふるさと納税ポータルサイトに返礼品として掲載し、ふるさと納税の確保を図る。紙ベースでのパンフレットについても、折込みにより新商品を適宜追加するなどの改善に取り組む。 併せて、既存の返礼品についても商品の中身や価格などを点検し、寄付（ふるさと納税）を増やすよう努めたい。
(2) 工事代金等納入 業者への支払い期日 の厳守について	総務課 (財務監理室)	工事代金の支払期限については、委託料・工事請負費チェックリストにて審査することとしているが、再度、このチェックリストを工事履行期間中から使用するよう周知し、支払遅延がないよう取り組む。 また、工事代金以外の支払についても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が地方自治体のなす契約に準用されることを周知し、支払期限の厳守を徹底する。 なお、担当者だけでなく複数の職員により確認する方法についても、実務的な手法を検討する。
(3) 繰上償還による 地方債残高の減少に ついて	総務課 (財務監理室)	繰上償還については、令和2年度に2億9千778万8千円、令和3年度に1億849万7千円の繰上償還を予算計上している。公的資金は繰上げ返済は認められないが、可能な資金で高利率のものを中心に、引き続き、基金積立、資金繰りなどのバランスを考慮し、後年度の公債費負担の軽減のため繰上償還を行う。